

愛知県衛生対策審議会条例

昭和四十四年三月三十一日条例第七号

改正 平成一二年 三月二八日条例第二号

平成一二年 七月一八日条例第五七号

平成一二年一二月二二日条例第六六号

愛知県衛生対策審議会条例をここに公布する。

愛知県衛生対策審議会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、衛生に関する重要事項（他の附属機関の所掌事務に属する事項を除く。）について調査審議するため、愛知県衛生対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十八条第一項の審議会その他の合議制の機関とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業を営む者の意見を代表する者
- 四 前号に規定する営業に係る利用者又は消費者の意見を代表する者

2 前項の規定により任命される委員のうち、同項第三号及び第四号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数とする。

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命されるものを除く。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 第三条の規定は、前項の専門委員について準用する。

(専門部会)

第七条 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもつて構成する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(愛知県衛生対策審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第十四条の規定による改正後の愛知県衛生対策審議会条例第三条第一項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる者の中から新たに任命される委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十二年七月三十一日までとする。

附 則 (平成十二年七月十八日条例第五十七号)

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月二十二日条例第六十六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。